

大阪市民病院機構工事請負契約見積合わせ参加登録要領

制 定 平成 26 年 10 月 1 日

最近改正 令和元年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という)が発注する工事請負契約において、法人契約規程に定めるもののほか、工事請負契約見積合わせ参加登録について必要事項を定めるものとする。

(見積合わせ参加登録)

- 第 2 条 法人が発注する工事請負契約において、見積合わせに参加しようとする者は、あらかじめ見積合わせに参加するための「工事請負契約見積合わせ参加登録請負業者リスト」(以下、「修繕請負業者リスト」という。)への登録申請を行わなければならない。
- 2 申請には、「別紙 2」の様式を使用しなければならない。なお、法人は申請者及び登録者に対し別途随時に書類の提出を求めることができる。
 - 3 申請を行う者は、次の各号に定める要件を満たす者であること。
 - (1) 大阪市民病院機構入札参加有資格者名簿に当該契約にかかる種目で登録がある者であること。
 - (2) 大阪市民病院機構競争入札指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
 - (3) 緊急を要する建物修繕に適切な対応ができるよう、緊急時の連絡先を記載した「別紙 3」の書類を提出できること。
 - 4 第 1 項に定める申請を行った者について前項各号の要件を満たすことが確認できた場合、当該申請者を請負業者リストに登録する。請負業者リストは、「別紙 1」に定める登録種目により、種目毎に作成する。
 - 5 請負業者リストへの登録は、大阪市民病院機構入札参加有資格者名簿の有効期間満了日と同一日まで有効とする。次の有効期間の初日からの登録を希望する者は、法人が指定する期間内に申請を行わなければならない。
 - 6 前項の請負業者リストの登録の順は、法人職員がくじ引き等の方法によって決定する。

(参加登録の随時申請)

第 3 条 請負業者リストへの登録申請については、前条第 5 項に規定する期間にかかわらず随時行うことができる。この場合、原則として、月の初日から当該月の 20 日(以下「基準日」という。)までの間に申請書類を提出した者については、提出日の属する月の翌月の初日、基準日の翌日

から当該月の末日までの間に申請書類を提出した者については、提出日の属する月の翌月に属する日に、請負業者リストの該当種目の最下位に登録する。

なお、20日が法人の閉院日であるときは、直前の開院日を基準日とする。

(見積合わせ参加登録の削除)

第4条 請負業者リストの登録者が登録の辞退を希望する場合は、「別紙4」の様式により届出をすることにより登録を削除する。

(見積合わせ参加登録の取り消し)

第5条 法人理事長は、契約の相手方となった者が請負契約の履行中に、請負者の責により、病院の事業実施に著しい支障を来たした場合は、請負業者リストの登録を取り消すことができる。

2 法人理事長は、請負業者リストの登録者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、登録を取り消すものとする。

附則

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。